

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成22年6月16日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成22年6月16日（水曜日）

午前10時1分開議

午前11時39分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第7号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 公平委員会の事務の受託の廃止について

議案第21号 専決処分の報告及び承認について

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

議案第23号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第31号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

報告第1号 平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第8号 専決処分の報告について

報告第14号 熊本県国民保護計画変更の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会の提言について

②政令指定都市実現に向けた動きについて

③過疎地域自立促進方針の策定について

④川辺川ダムに関する最近の状況について

委員会提出議案の審議

日中韓首脳会議等の熊本開催を求める意見書

出席委員（8人）

委員長 小早川 宗 弘

副委員長 増 永 慎一郎

委員 中 原 隆 博

委員 大 西 一 史

委員 城 下 広 作

委員 吉 永 和 世

委員 濱 田 大 造

委員 浦 田 祐三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 安 倍 康 雄

政策審議監 田 嶋 徹

首席総務審議員兼

秘書課長 向 井 康 彦

広報課長 山 口 達 人

総務部

部長 松 山 正 明

次長 田崎 龍一
 次長 檜木野 史貴
 危機管理監 富田 健治
 首席総務審議員兼
 人事課長 豊田 祐一
 総務事務センター長 兼行 雅雄
 県政情報文書課長 佐藤 祐治
 私学振興課長 五嶋 道也
 財政課長 小林 弘史
 管財課長 米満 譲治
 税務課長 出田 貴康
 市町村総室長 小嶋 一誠
 市町村総室副総室長 能登 哲也
 危機管理・防災消防
 総室長 若杉 鎮信
 危機管理・防災消防
 総室副総室長 原 悟
 男女参画・協働推進
 課長 中園 幹也
 企画振興部
 部長 坂本 基
 次長 河野 靖
 次長 伊藤 敏明
 企画課長 坂本 浩
 地域振興課長 佐藤 伸之
 新幹線元年戦略推進
 室長 津森 洋介
 川辺川ダム総合対策
 課長 田中 浩二
 情報企画課長 松永 康生
 文化企画課長 富永 正純
 交通対策総室長 高田 公生
 交通対策総室副総室長 中川 誠
 統計調査課長 佐伯 康範
 出納局
 会計管理者兼出納局長 富永安 昭
 首席会計審議員兼
 会計課長 田上 勲
 管理調達課長 清田 隆範
 人事委員会事務局

局長 松見 辰彦
 首席総務審議員兼
 総務課長 佐藤 幸男
 公務員課長 松見 久
 監査委員事務局
 局長 林田 直志
 首席監査審議員兼
 監査監 柳田 幸子
 監査監 山中 和彦
 監査監 中島 昭則
 議会事務局
 局長 井川 正明
 次長兼総務課長 高橋 雄二
 議事課長 池田 正人
 政務調査課長 船越 宏樹

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永 和彦
 政務調査課課長補佐 後藤 勝雄

午前10時1分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、説明は簡潔に、また、説明を行う際は着座のままで結構でございます。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○松山総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要について御説明を申し上げます。

失礼して着座で説明させていただきます。

まず、今回の一般会計補正予算につきましては、冒頭提案の第1号議案と追加提案の第31号議案の2つの議案を提案いたしております。

第1号議案は、昨年度において、経済対策に伴い造成した基金を活用した経費を24億円、土地改良や重要港湾改修事業等の通常分を12億円、総額約36億円を計上いたしております。

また、特別会計では2,400万円、企業会計は5億8,900万円の増額補正となっているところでございます。

次に、第31号議案では、口蹄疫緊急総合対策に要する経費3億円を計上いたしております。

これによりまして、6月補正予算は、総計約39億円の増額補正となり、補正後の平成22年度予算規模は約7,195億円となります。

このほか、専決処分した補正予算の報告・承認案件及び熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等の条例案件等につきましても、あわせて御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、財政課長から平成22年度6月補正予算の概要等について説明をお願いします。

○小林財政課長 財政課でございます。着座にて失礼いたします。

まず、冒頭提案分の資料を御説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

平成22年度6月補正予算の概要でございますが、1ページは総務部長の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、歳入

予算の内訳を示しております。

その主なものは、7の分担金及び負担金が約1億円余、国庫内示の追加等に伴います9の国庫支出金が約5億円余、昨年度の経済対策で造成した基金の活用に伴います12の繰入金約24億円余、平成21年度からの剰余金であります13の繰越金が約3億円、15の県債は約1億円余となっております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから5ページにかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものにつきましては、1の一般行政経費で約12億円、2の投資的経費で約24億円余となっております。それぞれ説明欄に補正額に係ります主な事業を記載しておるところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして6ページをお願いいたします。

地方債の補正の内訳についてでございますが、先ほど歳入のところでお話ししたように、農林水産債が約1億円余の増となります。

以上が6月補正予算の冒頭提案分の概要でございます。

続きまして、3月29日に専決いたしました平成21年度3月補正予算と、4月28日、5月13日に専決いたしました平成22年度4月補正予算、5月補正予算を説明させていただきます。

まず、7ページをお願いいたします。

平成21年度3月補正予算といたしまして、2月補正予算成立後における国の地域活性化・公共投資臨時交付金の額の確定等を踏まえ、当該交付金のうち、平成22年度以降における事業の財源とするものを地域活性化・公共投資臨時基金等へ積み立てるなど、予算の最終整理を行ったものでございます。

専決額につきましては約98億円の増額補正となり、補正後の平成21年度の予算規模は約8,520億円となります。

歳入予算の主なものは、地域活性化・公共投資臨時交付金等の国庫補助金が約94億円の増、県債管理基金からの繰入金約4億円の増等となっております。

歳出予算の主なものにつきましては、地域活性化・公共投資臨時基金への積立金約81億円、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への積立金約2億円余の増、農林水産部の生産総合事業に係る追加交付分が約15億円の増等となっております。

引き続きまして、8ページをお願いいたします。

4月28日に専決いたしました4月補正予算をごらんいただきたいと思っております。

口蹄疫緊急防疫対策に要する経費について、約4,000万円の増額を行いました。

次に、9ページをお願いいたします。

5月13日に専決いたしました5月補正予算をごらんください。

口蹄疫緊急防疫対策、家畜疾病緊急対策資金、家畜疾病緊急対策農業信用保証円滑化といった口蹄疫緊急総合対策に要する経費について、約2億円の増額を行ったところでございます。

続きまして、資料変わりました追号関係の別冊資料をごらんいただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度6月補正予算の追加提案分の概要でございますが、口蹄疫緊急総合対策に要する経費として約3億円を計上いたしております。

この結果、冒頭提案分と追加提案分を合わせまして、一般会計で約39億円の増額補正となります。現計予算の7,156億円余と合わせますと、6月補正後の予算規模は約7,195億円余となります。

2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、歳入予算の内訳を示しております。

主なものは、3ページにあります9の国庫支出金が約1,200万円、12の基金繰入金が100万円、平成21年度からの剰余金である13の繰越金が約2億8,100万円余となっております。

4ページをお開きください。

4ページから5ページにかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものは、1の一般行政経費のうち、物件費が約1億300万円余、その他補助金等が1億9,100万円余となっております。

以上が6月補正予算の冒頭提案分と追加提案分の概要と専決処分をいたしました補正予算の概要でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。資料の11ページをお願いいたします。

1段目の私学振興費でございます。私立高等学校授業料等減免補助として約9,100万円の補正をお願いしております。右側の説明欄をごらんください。

これは、経済的理由により就学が困難な生徒に対して授業料等の減免を行う私立高校に対する補助でございまして、減免対象要件等の拡充に伴い増額するものでございます。

制度の概要でございますが、本年4月から施行されました国の就学支援金制度に上乘せして、年収250万円未満程度の世帯について授業料を全額減免いたしますとともに、年収250万円から350万円未満程度の世帯については一部減免を行うものでございます。また、授業料減免にあわせまして、生活保護受給者を対象に入学金を全額減免するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。資料の11ページをお願いいたします。

中段の税務課の税務総務費でございます。右側の説明欄でございますが、県税事務オンラインシステム維持管理費といたしまして、3,046万円の補正を計上しております。

これは、平成22年度の税制改正によって行われます法人2税の清算所得課税の廃止等に対応するためのシステム改修費でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。説明資料の11ページをお願いします。

諸費でございますが、2,400万円余の増額補正をお願いしております。21年度の国の2次補正で緊急雇用創出基金に積み増しされた30億円余を活用して実施する地域人材育成事業の一環として、NPO活動、担い手育成事業を行うものでございます。

具体的には、公営活動を行うNPO法人等において、未就労者を雇用し、職場内研修や専門講座の聴講を通して、NPO活動等に取り組む上で必要な技術あるいは能力を取得させ、地域における公共を担う人材を育成するために必要な経費を負担するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。13ページをお願いいたします。

計画調査費で190万7,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄でございますが、阿蘇ジオパーク活動推進事業といたしまして、緊急雇用創出基金の活用により、阿蘇ジオパーク推進協議会が行う世界ジオパークネットワーク登録に向けた活動に必要な人員の確保を支援するため

の経費でございます。

よろしくをお願いいたします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。説明資料の13ページをお願いいたします。

下段の計画調査費で増額補正をお願いしているところでございます。内容につきましては、右の説明欄に記載しております。

まず、1の交通整備促進費でございます。

肥薩おれんじ鉄道沿線活性化支援事業につきましては、緊急雇用創出基金の地域人材育成事業などを活用して、運転士1名及び電路などの監視、点検などを行う保守管理要員2名の計3名を新たに雇用するための経費として、800万円余の増額補正をお願いしているところでございます。

2の空港整備促進費でございます。

阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業につきましては、6月から9月までの運休も検討されるほど厳しい状況に置かれていた熊本ーソウル線につきまして、最近利用率が落ち込んでいる9月期までの乗客を確保し、より一層の安定した路線運航を図るため、アウトバーン運動及びインバーンにわたって集中的に利用促進対策を図るための経費として、1,200万円余の増額補正をお願いしているところでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林財政課長 財政課でございます。資料の14ページをお願いいたします。

14ページが、総務部の平成21年度3月専決予算の総括表でございます。

財政課において、約80億9,900万円の補正額を計上いたしております。この内容は、15ページの説明資料の右側に記載しておりますように、2月補正予算成立後における国の地域活性化・公共投資臨時交付金の額の確定等

を踏まえ、地域活性化・公共投資臨時基金への積立金として財産管理費を増額補正したものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。18ページをお願いいたします。

第7号議案熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、仕事と子育ての両立支援等を進めるために、昨年7月に育児休業、介護休業法等という形の法律——長うございますが、一般的に民間育児・介護休業法と言っておりますが、の一部改正が行われまして、ことしの6月30日に施行されることとなっております。この改正を踏まえまして、本県におきましても関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)でございますが、現行制度におきましては、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が請求した場合は、時間外勤務の制限、下の参考のところを書いてありますが、月に24時間かつ年150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないとされておりますが、今回の改正によりまして、職員が3歳に満たない子を養育するために請求した場合には、時間外勤務を命じないこととする規定を新たに追加するものでございます。

次に、(2)ですが、現行制度におきましては、例えば専業主婦など職員の配偶者が常態として子を養育することができる場合につきましては、先ほど御説明いたしました時間外勤務の制限につきましては請求できないとされておりますが、今回の改正によりまして、そのような場合におきましても請求できるものとするものでございます。

最後に、(3)ですが、要介護者を介護する

職員に係ります準用規定につきまして整理するものでございます。

本条例の施行日につきましては、本年の6月30日としております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第8号議案熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要で御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、先ほど述べましたように、昨年7月の民間育児・介護休業法の改正を踏まえまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)につきまして、具体的にはイメージ図により御説明いたします。

まず、イメージ図①でございますが、現行条例におきましては、職員の配偶者が育児休業等をしている場合につきましては、職員は育児休業等を取得できないこととされております。今回の改正によりまして、配偶者が育児休業等をしている職員でありましても育児休業をすることができるようになりまして、夫婦での同時取得が可能となります。

次に、イメージ図②でございますが、現行条例におきましては、職員の配偶者が専業主婦である場合は育児休業等を行うことができないとされておりますが、今回の改正によりまして、配偶者が専業主婦であっても職員は育児休業等を行うことができることとなります。

次に、(2)のイメージ図③でございますが、現行条例におきましては、育児休業の取得は原則1回とされております。今回の改正によりまして、その例外として、職員の配偶者の出産日から57日間の期間内、これは産後8週間の期間内に職員が育児休業を1回取得した場合には再度の育児休業ができるという

ことにするものでございます。

次、22ページをごらんください。

(3)のイメージ図④でございますが、こちらも先ほど申しました(2)と同じく、再度の育児休業を認める場合の特例でございます。今回の改正によりまして、夫婦が交互に育児休業または育児短時間勤務をするかどうかにかかわらず、育児休業等の計画書、これは育児休業をとる前に提出するものでございますが、その際に、最初の育児休業等をした後に3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業または育児短時間勤務をすることができるということにするものでございます。

施行日につきましては、これも本年の6月30日からとしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

第9号議案熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

まず、本条例につきまして御説明いたします。

地方公務員法で、公務員は、条例で定める場合を除きまして、勤務時間中に職員団体、職員組合のための業務を行ったり活動をしてはならないと規定されております。本条例は、その特例を定めたものでございまして、例えば、当局とのいわゆる適法な交渉をする場合でありますとか、休日、年休の期間につきましては、例外として規定したものでございます。本条例は、昭和41年に自治省が示しました準則に基づいて制定しております。

次に、1の条例改正の趣旨でございますが、労働基準法の一部改正によりまして、ことしの4月から、時間外勤務代休時間制度というものが設けられました。下段の参考欄をごらん願います。

(1)とありますが、労働基準法の改正によりまして、月に60時間を超えた場合の残業手当の支給割合が、従来の100分の125から100

分の150に引き上げられました。このイメージ図でいきますと、③の部分でございます。

これまでは、残業した場合は、金銭の給付を受けるしか方法はございませんでしたが、この4月からは、労基法の改正に伴いまして、この③の部分の支給を受けるかわりに、職員は代休、これを時間外勤務代休時間とっておりますが、この代休時間をとることができるようになりました。

その算定方法を下部に例示しておりますけれども、例えば月に100時間残業した場合につきましては、100から60を引いた40時間の4分の1ということで10時間、残業手当のかわりに代休を取得できることとなります。

この制度につきましては、本県では、昨年12月に条例改正をいたしまして、本年の4月から実施しているところでございます。

1の改正の趣旨の方に戻りますが、この労基法の改正を受けまして、国におきましても、人事院規則によりまして、この時間外勤務代休時間につきまして職員団体のための活動ができることとされたところでございまして、それを踏まえまして、総務省から条例案が示されたことに伴いまして、本県といたしましても、国と同様に、現在の条例中の休日でありますとか年次有給休暇等にこの代休時間を加えることとしたものでございます。

2の主な改正内容につきましては、ただいま御説明しましたとおりでございまして、本条例の第2条第2項に時間外勤務代休時間を追加するものでございます。

施行日は、条例の公布の日からとしております。

最後に、27ページをお願いいたします。

第10号議案熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例でございます。

条例改正の趣旨でございますが、雇用保険法の改正に伴いまして、失業者の退職手当に関しまして関係規定の整理を行うものでございます。

2の今回改正する条例につきましては、(1)から(4)までの4本の条例につきまして、一括して改正するものです。

3の主な改正内容についてでございますが、この失業者の退職手当と申しますのは、職員が退職する際に県から支給されます退職手当が、雇用保険法によります失業給付に相当する額よりも少ない場合に、その差額を失業者の退職手当として支給する制度でございます。

本県の退職手当支給条例の中に雇用保険法の規定を引用している部分がございます、法の改正に伴いましてその引用部分の規定の整理を行うものでございます。

施行日につきましては、条例の公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○出田税務課長 税務課でございます。資料の28ページをお願いいたします。

第11号議案熊本県税条例の一部を改正する条例についてでございます。資料29ページの条例の概要で御説明を申し上げます。

まず、条例改正の趣旨でございます。

個人県民税は、個人市町村民税とあわせて市町村が徴収し、市町村から県民税分を受け取っております。これに対し、県からは、徴収にかかる費用として徴収取扱費を支払っておりますが、現在、年3回の概算払い及び精算払いによっております。

改正内容と申しましては、各交付時期におきまして、過少交付または超過交付が生じたときに、事務の効率化を図る観点から、その金額の発生が判明した日の以後最初に到来する交付時期において調整できるようにするものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議願います。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。着座して説明いたします。

資料の31ページをお願い申し上げます。

議案第20号公平委員会の事務受託の廃止についてでございます。

県が地方自治法の規定に基づきまして事務を受託しております球磨郡公立多良木病院組合が、地方公営企業法の規定の全部が適用されます企業団に移行することとなり、公平委員会を設置する必要がなくなりましたので、事務の受託を廃止するものでございます。

事務の受託を廃止する場合、地方自治法の規定によりまして、県と病院組合双方の議会の議決が必要となってまいりますので、議決をお願いするものでございます。よろしくお願申し上げます。

○小林財政課長 財政課でございます。資料の32ページをお願いいたします。

第21号議案専決処分の報告及び承認について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、3月29日に、平成21年度3月補正予算とあわせ専決いたしました熊本県地域活性化・公共投資臨時基金条例を記載しております。説明につきましては、1枚おめくりをいただきまして、34ページの条例の概要に沿って御説明させていただきます。

まず、1の条例制定の趣旨は、経済危機対策に係る公共投資を円滑に行い、地域の活性化を速やかにかつ着実に推進するため、基金を設置するものでございます。

2の内容をごらんください。

(1)では、基金の運営に関し、必要な事項を定めておるところでございます。①番は、基金の設置についてでございますが、設置の目的は、条例制定の趣旨と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以下、②の基金の積み立て、③の基金管

理、④の運用益基金の処理、⑤の繰りかえ運用、⑥の基金処分、そして⑦と、以下の基金につきましては、経済対策に伴い造成されました基金条例と同様の規定としておるところでございます。

また、(2)番では、この条例が平成24年12月31日限りで効力を失うことといたしております。

最後に、施行期日については公布日である平成22年3月30日に施行しております。

以上、よろしく願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。

当課関係では、3月31日に2件の専決処分がございましたので、御報告を行いますとともに、承認を求めるものでございます。

まず、資料の35ページをお願いいたします。

第22号議案は、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認についてでございます。資料48ページの条例の概要で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されましたため、地方税法と本県の関係条例の内容にそごが生じるのを避けるため、3月31日に専決処分により条例改正を行わせていただきました。4月1日の施行でございます。

主な改正内容といたしましては、(1)の法人県民税、法人事業税ですが、これは、法人解散時の課税額の算定について、清算所得課税を廃止し所得課税に改めるものでございます。

(2)の不動産取得税に関しましては、不動産流通を促すために導入されております新築住宅取得と住宅用土地に係る特例措置、また、長期優良住宅普及のための特例措置の適用期限を、平成24年3月31日までの2年間延長するというものでございます。

(3)県たばこ税でございますが、これは、平成22年10月1日以降に売り渡しが行われる製造たばこにつきましては、まずアでございますが、紙葉たばこ1,000本当たり、従来比で430円引き上げ、1,504円とする。また、イでございます。エコー、わかば等、旧3級品紙葉たばこ1,000本当たり、従来比で205円を引き上げ、716円とするものでございます。

(4)軽油引取税でございます。1点目のアでございます。平成30年度までとされていた1キロリットル当たり3万2,100円という暫定税率を、当分の間の特例税率とする改正でございます。イは、いわゆるトリガー規定と呼ばれているものでございますが、ガソリン価格の高騰が続いた場合に、アの特例税率の適用を停止し、本則税率でございます1キロリットル1万5,000円を適用するものでございます。

(5)の自動車取得税でございます。アは、軽油引取税と同様、特例税率の適用期限であります平成30年までという暫定期間を廃止し、当分の間と改められたもので、税率は従来と同じ5%でございます。イは、低燃費車、低公害車等、環境負荷の少ない自動車、いわゆるエコカーを取得した場合の減税措置対象車として、一定の環境性能を有するバス、トラック等が新たに加わるものでございます。

(6)自動車税でございます。これは、新車、新規登録のみでございますが、アは、いわゆるエコカーを取得した場合の減税措置が平成24年3月31日まで延長されるもの、イは、減税措置対象車として、プラグインハイブリッド車等が新たに加わるもの、ウは、反対に、これまで減税措置対象となっておりました自動車のうち、燃費基準の達成比率が低いものを減税措置対象から外すものでございます。

続きまして、説明資料の50ページをお願いいたします。

第23号議案は、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認についてでございます。資料52ページの条例の概要で御説明を申し上げます。

これら2つの条例は、条件不利地域に工場等が進出した場合、県税の課税免除や軽減等の措置を行うための条例ですが、課税免除等による減収については、過疎地域自立促進特別措置法等によって基準財政収入額から控除できるとされております。

今回の改正は、根拠となっておりますいわゆる過疎法と、この控除対象を定める省令が本年3月に改正されたことから、これにあわせて県税条例の条文を整理するものでございます。

主な改正内容といたしましては、法改正に伴う文言の整理と農村工業等導入地区に係る措置が昨年限期切れを迎えたことから、関係規定を削除するもの、過疎地域等に係る県税の課税免除の対象となる工場新設等の期間を、1年または2年延長するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の53ページをお願いいたします。

平成21年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告をさせていただきます。

1段目の全国瞬時警報システム整備事業費、それから、2段目の防災消防ヘリコプター管理運営費、3段目の防災・震度情報システム管理費につきましては、繰越の理由欄にございますように、それぞれ国におけるシステム仕様書の作成や機器製造のおくれ、ヘリコプターのエンジンの納入のおくれ、気象庁

からの防災情報の配信方法変更に係る仕様書の作成のおくれによりまして、全額を繰り越しております。

4段目の震度情報ネットワークシステム整備事業費につきましては、計測震度計の設置場所についての気象庁及び市町村との協議に時間を要したことによりまして、21年度に執行した分を除いて繰り越しております。

5段目の消防学校設備整備費につきましては、教育訓練用の救助工作車及び資材につきまして、仕様書の作成に時間を要したために全額を繰り越しております。

以上、総額で申しますと8億8,529万8,373円を繰り越したところでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。資料の54ページをお願いいたします。

上段の離島振興対策事業費でございます。

これは天草市が実施します御所浦島開発総合センターのバリアフリー化事業に対する補助金でございます。設計等の確認に不測の日数を要しまして、年度内執行ができません。1,388万2,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。同じく54ページでございます。

中段の情報通信格差是正事業費でございますが、これは昨年度の国の経済対策を活用して市町村が実施します携帯電話基地局整備事業等に対する補助でございますが、基地局建設に必要な用地取得等に時間を要し、年度内の工事完了が困難となったため、13億2,500万円余を翌年度に繰り越したものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。同じく54ページの一番下の欄をお願いいたします。

県立劇場施設整備事業費でございますが、県立劇場施設整備事業費につきましては、コンサートホールの車いす席増設やロビーの窓枠改修、駐車場ゲート改修など、総額9,130万円余の予算を計上しておりましたけれども、関係者との意見調整など、設計の確認等に不測の日数を要したほか、ホールの予約関係等もございまして、年度内に工期確保ができなかったため、7,780万円余を翌年度に繰り越したものでございます。よろしく願いいたします。

○米満管財課長 管財課です。よろしく願いいたします。

資料の55ページ目をお願いします。

専決処分の事故報告でございます。概要につきましては、次の56ページ目をお願いいたします。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして行いました専決処分の御報告でございます。

この事故は、平成21年12月10日午前11時30分ごろに、上益城郡山都町南田地区の駐車場で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、過失割合を県が10%、相手方が90%とすることで双方合意をいたしました。その結果、双方の損害賠償額を相殺することによりまして、賠償額としまして10万4,167円を相手方から受け入れるものでございます。

事故の状況でございますが、店舗駐車場で駐車スペースにバックで入庫しようとした相手方の乗用車の後部が、管財課公用車の右後部に衝突したものでございます。

今後とも、定期的な安全運転講習の充実と交通事故防止の啓発や安全運転の励行に、な

お一層の指導監督の強化を図る所存でございます。

以上でございます。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。説明資料の57ページをお願いいたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、略しまして国民保護法でございますけれども、その規定によりまして熊本県国民保護計画の変更について御報告をさせていただきます。

別冊といたしまして、新旧対照表をお手元にお配りしておりますけれども、説明資料の方に変更の概要を載せておりますので、そちらの方で御説明させていただきます。説明資料の58ページをお願いいたします。

熊本県国民保護計画は、国民保護法に基づきまして平成18年1月に作成したものでございますけれども、平成20年10月に国の基本方針が変更されたことなどによりまして見直しを行ったところでございます。本県の国民保護協議会への諮問を経まして、総務大臣を經由し、内閣総理大臣に協議をいたしましたところ、本年3月19日に閣議決定がなされたものでございます。

変更の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、1の相互応援協定の締結等に関する変更についてでございます。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の見直しや九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定の締結等が行われたことに伴いまして、これらの名称を新たに明記させていただきましたし、連携強化に努めることを新たに記述させていただいております。

次に2、県対策本部の組織構成及び機能に関する変更についてでございます。

県、市町村、消防、警察、自衛隊、医療等

の各機関が、現場での活動を調整する現地調整所の設置や現地調整所への職員派遣などを新たに記述したところがございます。

次に、3の国の対策本部との連携に関する変更についてでございます。

対策本部という名称を記載しておりましたが、これを武力攻撃事態等対策本部に変更すること、それから、国に設置されます武力攻撃事態等合同対策協議会に係る事項を新たに記述させていただいております。

次に、4の県の区域を越える住民の避難の場合の調整に関する変更についてでございます。

九州・山口9県間で、県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアルを作成したことによりまして、避難住民の受け入れ調整を行うことを新たに記述させていただいております。

最後に5、安否情報の収集、提供に関する変更についてでございます。

国の安否情報システムが平成20年度から運用開始されておりますが、安否情報事務を効率的に行いますため、当該システムを利用することなどを新たに記述させていただいております。

変更の概要といたしましては以上でございます。なお、変更後の国民保護計画の全体につきましては、お手元に青い表紙の冊子を配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○中原隆博委員 今御説明いただいた中で、23ページから24ページ、第9号ですね。条例の一部を改正する条例の制定について、県で

はこれまで、いろんな不祥事とかあるいはまた不適切経理等について、昨年度から、特に職員の皆様方の法令遵守に徹底しておられるということは認識しておるわけでありまして。よって、私たちも、それに準じて我が身を正していかなければならない、こういう思いを新たにいたしているところです。参議院選挙ももう間近に迫ってまいっておりますけれども、この条例にかんがみて、地方公務員は政治活動等の制限があるという認識も私たちは持っているわけでありまして。

この第9号の提案理由、23ページの下段、下から3行にございますけれども、このことにかんがみて、県としてどのような対応をなさるのか、その辺をどう理解し、どのようにしようと思っておられるのか、その点をまず伺いたいと思います。

○豊田人事課長 本条例につきましては、先ほども申しましたように、地方公務員法におきまして、職員団体の行為の制限につきましては、基本的には勤務時間等について組合活動はできないという形でございますけれども、その特例を定めた条例でございます。

今回、新たに休暇がふえたということにつきまして、ここに追加するというところでございますが、今中原委員御指摘のとおり、昨年来、県といたしまして、職員の服務規律といえますか、法令遵守については徹底を図っているところでございまして、そういう中で今回、間近に参議院議員の選挙が控えております。

御承知のとおり、県職員につきましては、地方公務員法によりまして政治的行為が制限されておりました、また、公職選挙法によりまして、その地位を利用しての選挙運動等も禁止されております。したがって、今回予定される参議院選挙に際しましても、県といたしましては、6月4日付で職員の服務規律の確保につきまして全職員に通知を出して

おるところでございます。

この中で、禁止されている行為の例を具体的に挙げて通知するなどいたしまして、政治的行為の制限でありますとか地位利用による選挙運動禁止について、さらに職員に徹底を図っていくというような形で考えておるところでございます。

○中原隆博委員 23ページの提案理由の中にありますように、今お話がありましたように、そういう形で皆様方の共通認識を持っていただいて、その周知徹底を改めてお願いしておきます。

○大西一史委員 済みません、予算関係でちょっと幾つかお尋ねをします。

まず、11ページの私学振興費の減免対象要件等の拡充ですね。授業料等の減免についてなんですけれども、これは年収250万未満という御説明、あるいは250万から350万の一部を補助するというようなことが説明の中でありましたけれども、これは私学に通っている生徒さんたちの全体の何%ぐらいに大体相当するというふうに受けとめればいいのか、ちょっとそこをお尋ねします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。

今現在のところ、ちょっと何%というのは数字自体は出しておりませんが、4,200名程度を見込んでおります。高校生が1万6,000名程度でございますので、4分の1程度が該当するかなというふうに思っております。

○大西一史委員 これは、じゃあその250万未満ということですか、それとも250万から350万の一部も含めてということですかね、その4,200というのは。その確認だけでも、済みません。

○五嶋私学振興課長 250万円未満では、例えば生活保護の方とかあるいは児童養護施設入所者の方も入っておりますけれども、約3,000名ぐらいを見込んでおります。それと、250万から350万で、大ざっぱに言いますと1,000名程度かなというふうに見込んでおるところでございます。率では5%から6%、そういうような状況でございます。

○大西一史委員 この件についてはわかりました。

それと、税務課で出ている県税システムの改修に要する経費の部分なんですけれども、これは法人2税の改正に伴うシステムの改修ということなんですけれども、大体これは3,046万ですか、かかるということなんですけれども、やっぱり税制が改正されてからかなり、もう何回も何回もオンラインシステムの改修というのにはお金がかかるわけですよね。これに対しては一般財源でということなんですけれども、国からのそういった補助といいますか、そういったものというのはどういう形になっているんですか。ないんですかね。

○出田税務課長 税務課でございます。

国が主導して進めております、例えばe-TAXであるとか国税と連携させるとか、そういったものについては交付税措置等はあるんですけれども、これについては一般財源でということになっております。

○大西一史委員 ということは、国が税制を変えれば、システム変更で毎回毎回一般財源からシステム改修の経費がかかるということで、これは結構大変なあれではないかなというふうに思うんですね。当然、税の負担のあり方はいろいろあるとは思いますが、やっぱりシステムの改修にかなり多額の費用を各自自治体がそれぞれ負担をしなければなら

ないというあり方については、少しやっぱり議論の余地が私はあるのではないかなというふうに思うんですね。

ある程度、今後、こういった改善については——まあ、それは自治体でそれぞれやってくださいよという話かもしれませんが、国全体の見直しの中での事務の一つということを考えれば、そういったことも今後は求めていかなければならないのかなというような気はするんですが、その辺はどうですかね。そんなことはない。

○出田税務課長 今のところ、各都道府県からそういう、何か国に対して税制改正について助成をしてくれというような声が上がっているということではございませんが、どうやったらコストダウンできるかと、そういったことでは共同でいろいろ研究する余地はあるんじゃないかなと個人的には思っておりますので、先生の御意見もいただきながら検討していきたいと思っております。

○大西一史委員 この件に関しては、これ以上突っ込んでも何も、これ以上議論はしようがないと思うんですが、それだけやっぱり税制改正をする、今後も可能性は相当、政権がいろいろかわってくる中で起こってくるというふうに思います。

そういった改正の中で、やはりかなりこういったお金に、非常に財政が厳しい中で、システム改修のためのお金を自腹で切っていかなければいけないという状況にあるということは、常に認識しながら仕事をしていただかないかぬというふうに思いますし、ある程度の国からのそういった措置というのがあって私はいいと思っておりますので、その点に関しては、今後また私も議論させていただきたいと思っております。

続けて、済みません、ちょっともう1点だけ。

これは予算関係でもう1点。13ページの肥薩おれんじ鉄道の計画調査費が出ていますけれども、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化支援事業827万8,000円ですけれども、これは運転士1名と保守管理業務職員2名、これは3名をこの827万8,000円で雇用するということなんですかね。

○高田交通対策総室長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○大西一史委員 この雇用は、当然、運転士であるとか、それから、この保守管理業務の職員ということであれば、ある程度のスキルがないとできないと思いますが、これはどこから採用されるんですか。恐らくJR九州からではないかなというふうに思うんですが。

○高田交通対策総室長 委員のおっしゃるように、この2つの職種に関しては、それなりに技能を持った方が必要ではありますけれども、公募という形にかけて、JR九州あるいはほかのかつて鉄道に勤められた方だとか、そういった方でこういう技能を持っている方3名を雇用していきたいというふうに思っています。

なお、肥薩おれんじ鉄道は、御案内のとおり、熊本県と鹿児島県2県にまたがっております。熊本県側は、こうして3名お願いしているところでございますが、同様に、鹿児島県側でも、同じ数だけ今回要望をやっているところでございます。ここで申し上げさせていただきたいと思っております。

○大西一史委員 ということは、会社としてはトータル6名になるということですね。

○高田交通対策総室長 はい。

○大西一史委員 わかりました。

なぜこういうことを聞いたかという、非常に財政的に厳しい中で、やっぱりその雇用をしていく中で、JR九州からそのまま——以前、相当いろんな人を雇っているというふうな話を聞いたことがあって、その待遇等々についてもどうなのかなという面もちょっと感じた面がありました。

今後、公募ということでやられるということですが、ある程度そういう能力のある方じゃないと当然だめだと思いますが、この辺の経費節減、まあ3名で827万8,000円ですから、そんなにむちゃくちゃな給与ではないというふうには思いますけれども、ある程度の経費節減の努力を今後していただいて、こういう雇用に関しては、そういう経営状況を考えてぜひやっていただきたいということを注文させていただきます。

以上です。

○城下広作委員 9ページの口蹄疫の緊急防疫対策事業、具体的な中身をちょっと教えていただきたいのと、宮崎の口蹄疫が、えびのが終わったから少し安心かなと思ったところが、都城にまた飛び火したということで、原因が皆さんにわかるというのはなかなか難しいでしょうけれども、少なくとも考えられることは何だというふうなことを、聞いているという次元でもいいですから、ちょっとその辺を教えてもらっていいですか、わかるなら。蔓延したというその原因も。

○小林財政課長 財政課でございます。

5月専決予算の概要については私の方から御説明させていただきたいと思っております。

こちらの内容は2億円でございますが、事業が3本ありますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、1本目の口蹄疫緊急防疫対策事業でございますが、これにつきましては、蔓延防止のための消毒ポイントを設置いたしております

ますが、それに要します運営経費ですとか、県内で牛や豚を飼っている畜産農家さんへの消毒資材の助成に関する経費を計上しておりますところでございます。

2点目が、家畜疾病緊急対策資金でございますが、こちら融資の事業でございます。内容はと申しますと、口蹄疫の蔓延防止のため、家畜市場の開催延期等によりまして経営の継続が困難となった畜産農家の方の経営を支援するために、全圏域を対象とした単県無利子資金を創設したところございまして、それに要する利子補給の分といたしまして、今年度3,300万円を計上しておりますところでございます。

最後になりますが、家畜疾病緊急対策農業信用保証円滑化事業でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました融資を円滑に利用できるようにするために、県の農業信用基金協会が無担保、無保証人で債務保証を行うことに必要となるように、支払い準備金に対して5,000万円、県から出捐をするという内容でございます。

以上でございます。

○城下広作委員 もう一つ、例の広がった原因というのが何なのか。少なくとも私が思うに、殺処分がおくれて、結果的にそれがまた蔓延する原因になっているかという素人的な考えもあります。いろいろそういう部分で、考えられてわかっている分というか、想像でも。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

おっしゃられましたように、殺処分、埋却のおくれというようなので広がったんじゃないかというようなことも——まあ、なかなか確定的なことが伝わっているわけではございませんけれども、それも一つの原因ではないかということでは言われておりますし、また、

感染原因につきましては、非常に国の方で調査もやっておられるところでございますけれども、まだ確定的なことは出ておりません。例えば、車でありますとか、風によって運ばれたとか、それからハエとか小動物によって運ばれたんじゃないかと、いろんな専門家の意見が出ておりますけれども、まだ確定的なことは私どもも聞いてはいないような状況でございます。

以上でございます。

○城下広作委員 だから、そういう中でこの防疫対策をやらないかぬということで、やれる分が、先ほど消毒とかポイントをふやすとかということをやられるということですね。ただ、何か一つ、万が一熊本に口蹄疫がでた場合に、殺処分をするときに、埋める場所の確保すら宮崎では難しいというようなことを聞いて、地権者の周りの同意が要るとか、結果的にそれが難しいから、逆に言えば口蹄疫にかかったものをそのまま放置しておくということでまた蔓延していくんじゃないかということで、例えば熊本でも、同意をとるという条件は全然変わらず、今の段階で緊急的になっても、そういうことを撤廃してすぐに埋めるというような体制というのは、逆にできるということはあるんですか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 埋却地の確保等につきましては、現在、例えば県有地でありますとか公共用地をリストアップしているというような状況はお聞きしておりますけれども、現在県に4,200戸強の偶蹄類を飼育しておられる農家があると聞いておりますけれども、そこ全体で確保ができたというようなところまではまだちょっと聞いていないような状況でございます。

○城下広作委員 だから、結局、宮崎でそういうことができているならば、蔓延防止はできる

という可能性が高かったと思うんですよ。例えば、公共の土地で埋設できるようなところが、ある程度速やかにできれば、許可は要らないですぐ処分できるわけですね。民間の土地は、周りの同意が要るからなかなか難しいと。そうすると、隣県の熊本県は、万が一のときは、その土地の確保はどうするという形を徹底するというのが防疫対策事業の一番、熊本で仮にやるとすれば必要な事業だけでも、その整備ができていないということは、仮に発生したら、また同じような二の舞をするという可能性があるんじゃないですか。どうですか。

○米満管財課長 管財課です。

埋却用地の選定ということで、畜産課の方から県有地の方を選定したいというふうなことがありまして、現在県有地のリストを畜産課に渡しているところでございます。畜産課において、具体的な候補地の選定を今進められているというふうに考えております。

特に、殺処分した家畜の埋却に当たりましては、家畜伝染病予防法の施行規則に基づきまして、人家とか飲料水、それから河川及び道路に近接しない場所であって、日常的に人及び家畜が接近しない場所等を選定する必要があるということになっているそうでございまして、そういうことを踏まえたところで、今畜産課の方で選定作業を進められているというふうに思っております。

○城下広作委員 それで、今度は、その場所が結構県下にきれいに満遍なくないと、今度は殺処分する部分が移動して公共の施設に持っていくと、だからこの間が危ないんですね。そういうことも全部考えているという、準備はできているんですか。

○田嶋政策審議監 知事公室ですけれども、今その検討に一緒に入っておりますので、状

況について御説明します。

まず、埋却地の確保については、基本的には農家が自家で処分すると。その前提として、感畜等が動かせないと、動かすと広がる可能性があるということで、まず、自家処分するのが大原則です。次が、埋却地が自家で確保できなかったときに、隣接地ということになります。それが大原則で、それに基づいて宮崎でもされています。

ただ、最終的に、今の現状として、宮崎でもそれが確保できなくて、いわゆる殺処分がおこなわれているという状況もございまして、これについて、公有地の確保については、いわゆるセーフティーネットというんですか、それでもないときにはどういうところに土地が確保できるかということで、県が所有している土地、そのほか市町村も含めて、今リストアップをしている状況です。

現実には、どこで、どの農家で起きるかわかりませんものですから、それがすべて対応できるということじゃなくて、まず今言った原則のもとで対応できないときの最終的な受け皿としてはどこが可能性があるのかということで、今検討を進めているという状況です。

○城下広作委員 私は、あくまでもあつてはならないという前提で話をしています。ところが、宮崎であれだけ広がったということは、殺処分がうまくいかなかったんですよ。結果的にうまくいかない、口蹄疫になっている偶蹄類、牛や豚がいる、そこでハエだ何だと、まあ車の移動だということで広がったということですから、そこをいかに早くするかということを中心に考えとかんといかぬということが、今の県の、要するにまだ発生していない県のとるべき一番の防疫体制じゃないかと思います。これをしっかりやっぱりやるべきだということを強く要望したいと思います。

それともう一つ、情報はわかりませんけれども、車の規制があります。例えば、じゃあ熊本と宮崎の定期観光バス、こういうのは消毒をしなきゃいけない部類に入るのか、営業マンが、要するに宮崎と熊本を入ったり来たりする、こういうのは消毒をする云々とか、道路だけの消石灰だけでいいのかとか、こういう基準なんかはどうなっているんですかね。隣県で行き来する部分は、道路だけの消毒のポイントでいいのか、それはちょっとどういうふうになっているんですかね。

○田嶋政策審議監 ちょっと正確じゃないかもしれないかもしれませんが、12日に、今回一般車両についても義務化になっておりますので、それから除外されているということは聞いていませんので、当然、その道路を通る車については対象になっているというふうに思います。

○城下広作委員 じゃあ、その道路というのは、私は、全部その道路をちょっと把握していないから、宮崎と熊本県を、要するに横切る県道、市道、高速、これを全部ということですかね。それとも、一部、決まった道路だけですかね。

○田嶋政策審議監 今、県は、国道、県道、市道はちょっとわかりませんが、消毒ポイントを設置しております。県が設置しているポイントについては義務化されていますので、それについては対象になっているということだと思います。

○城下広作委員 じゃあ、市道、町村道というのは、その自治体に対応をとっているかというのは県では把握していないということですか。

○田嶋政策審議監 県で、市町村が持ってい

る自主ポイントも把握しておりますが、今回、いわゆる一般車両が義務化されたポイントは、県が設置している消毒ポイントだけだということです。

○城下広作委員 いずれにしろ、この防疫体制の方をしっかりとやって、とにかく熊本県には入らないようにということも、考えられる範囲はしっかりと頑張っていたきたいことを最後に要望しておきたいと思えます。

○浦田祐三子委員 先ほどから城下委員がお話しされています、こういう非常事態になったときの対応の仕方なんですけれども、この間、畜協の方とちょっとお話をされていて、例えば、埋める処分が、酪農家においては、結構コンクリートが打ってあるので、とにかく困っていらっしゃるという話も聞いていますし、そういう、何と言うんですか、焼却炉じゃないんですけれども、そういった施設を今後の対応として県は何かそういうのをつくっていた方がいいんじゃないかというお話があったんですけれども、そういった対応をするようなお考えはありますか。

○田嶋政策審議監 今の要望、要望というんですか、私が答えることはできませんので、農政部にその話があったということはお伝えいたします。ここで答弁は差し控えさせていただきます。

○小早川宗弘委員長 私からも、やっぱり口蹄疫というのは、熊本には絶対入らんとしとかんばあかぬなというふうに思いますし、インターとかは、私も熊本県庁から帰るときに、八代インターは石灰がまいてあつとですよ。結構何台も通るけん、その石灰が結構ばらけて、効果があるのかなというふうに思いますし、益城インターの方は消毒シートが張ってあつとですけども、そうやってから

ちょっとばらばら差別化されとるけん、できれば消毒シートの方が効果がやっぱりあるとでしよう。

○田嶋政策審議監 済みません、3カ所については消毒液、その他のところには石灰ということで、一番畜産地帯を後ろに控えているとか、そういう車両が多いところについては重点的にしているということに今整理されていますが、そういう要請があったのは、先ほどのも含めて、ちょっと農政部に伝えておきます。

○小早川宗弘委員長 できるだけ効果の高いものを対策として使っていただきたいと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 ちょっと1個だけ、済みません。

これは、18ページの県職員の勤務時間、休暇等に関する条例のところ、育児休業、介護休業等のところなんですけれども、時間外勤務を制限するというでありますけれども、ちょっとお尋ねなのは、その育児休業等の取得というのは、21年度ベースだと、大体何名ぐらいされたんですかね。実績というのわかりますか。

○豊田人事課長 知事部局におきます平成21年度は、女性職員が52名と男性職員が4名でございます。

○大西一史委員 割と民間と比べれば比較的公務員というのは育児休暇がとりやすい職場環境にあるのかなというふうに思うんですが、とはいえ、今お聞きした数字でいくと、52名と4名ということですから、どのくらいそういう育児あるいは介護に係る方々がいらっしゃるのかどうかわかりませんが、一つお

願いというか、やはりそういう休暇をフレキシブルにとりやすい職場環境というか、職場の雰囲気というのをつくって、そういったものが民間へもある程度波及していくということは、私はやっぱりワークライフバランスのその考え方からすれば必要なことかなというふうに思いますので、県というのも、なかなか残業が非常に多いセクションと少ないセクションと大分差があるようですし、その辺も育児休業や介護休業等がとりやすいそういう職場雰囲気、せつかく条例を改正するのであれば、そういう意識改革といいますか、そういういったものもしっかり努めていただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託された議案第1号、第4号、第7号から第11号まで及び第20号から第23号まで並びに第31号について、一括して採決したいと思いますので、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○佐藤県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会の提言についての報告でございます。

別冊の報告資料がございますでしょうか。この青い薄い資料と1枚の紙でございます。

このあり方検討委員会は、昨年10月の発足以来4回の検討を経て、6月4日に知事へ提言が行われました。

提言の全文については、別冊でお手元に配付しておりますこの水色の薄いやつですけれども、その提言書のとおりでございますが、その概要について1枚のペーパーにまとめていますので、この資料により提言内容について御報告いたします。

提言は4つの柱を中心になされております。

まず、条例の制定についてでございますが、行政文書の適正な管理の実現を図るために、早急に条例化に向けた検討を行うこととされております。

これは、現在の県の文書に関する取り扱いは、文書規程に定められておりますが、文書規程は県庁内部の規程であり、訓令でありますので、新たに条例として制定し、県民に対して施策方針を明確にすべきとの理由からでございます。

次に、適正な行政文書の管理システムの構築についてでございますが、行政文書は県民

の共有財産であることを前提として、透明性・公開性、第三者の関与という2つの観点から、適正な行政文書の管理システムを早急に構築することとされております。

文書の作成、保存、そして廃棄、または歴史公文書としての保存、利用という各段階における適正な管理システムを構築すべきとの内容でございます。

さらに、行政文書の管理に係る各種基準等の策定や廃棄において、何らかの形で第三者が関与できるようにとの提言をいただいております。

なお、策定が必要な各種基準等といたしましては、記載の4つのとおりでございます。

次に、3番目の県立公文書館等の設置の検討についてでございますが、公文書館は、歴史資料として重要な公文書を保管し、県民が閲覧利用する施設となりますが、その設置等について速やかな検討が必要であると提言されております。

最後に、4番目の職員の意識改革についてですが、適正な行政文書の管理は、職員一人一人の日々の文書管理が重要であり、今後、職員の行政文書に対する意識改革、スキル向上のための研修等が必要であると提言されております。

その他でございますが、提言書の最後のページ、12ページの終わりに記載されておりますが、知事部局以外の、例えば教育委員会や警察本部等の各執行機関においても、文書管理について同様な取り組みをするように要望がっております。

現在、提言を受けましたので、本会議の中で知事から答弁いたしましたとおり、提言の趣旨に沿って優先順位をつけて取り組む必要があると考えております。まずは条例の制定に取り組んでいく必要があると考えておりますので、よろしく申し上げます。

条例の制定に当たっては、総務委員会でまた御審議いただくことになると思います。よ

ろしく申し上げます。

報告は以上でございます。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。

報告事項の2、政令指定都市実現に向けた動きにつきまして御報告を申し上げます。資料の1ページをおあけいただきたいと思っております。

これまでの取り組みというところで大きいIを書いておりますが、(1)政令市を目指した市町村の動きからちょっと御説明を申し上げます。

①旧合併特例法下における動きでございますが、熊本市におきましては、近隣町との合併が模索されましたけれども、結果的に旧法期限までの合併には至らなかったところでございます。

②新合併特例法下におきましては、都道府県が定めることとされておりました市町村合併推進構想の中に熊本市の政令市移行の必要性を明記し、知事を本部長とする熊本県政令指定都市・市町村合併推進本部を設置するなど、熊本市と近隣町との合併を支援してきたところでございます。

また、熊本市が中心となって、都市圏16市町村とともに、熊本都市圏ビジョン等を策定いたしまして、こうしたビジョンをもとに近隣市町村との合併推進に取り組み、その結果、平成20年の10月に富合町と、また22年の3月には城南町と植木町との合併が成就をいたしまして、人口73万人の新熊本市が誕生したところでございます。

(2)でございますが、県から市への事務権限移譲でございます。

昨年10月、城南町と植木町が熊本市に合併することが正式に決定したことを受けまして、県と市で政令指定都市移行県市連絡会議を設置いたしまして、政令市移行をにらんだ事務権限移譲についての協議に着手したとこ

ろでございます。

その後、協議はおおむね順調に進んでおりまして、協議対象といたしました343事務のうち、22年の3月末時点におきまして、移譲する方向で整理をしております事務が270事務、全体の8割となっているところでございます。

2ページの方に、事務権限移譲の協議の状況というところで表を書いておりますが、上の方の段が協議対象としております343の事務の内訳でございます。その下に、それぞれ移譲可ということで現在協議をしております270事務を掲げております。残っておりますのが73事務ということになります。

その下の丸のところでございますが、移譲可とした主な事務、それから、その下の方の一番下段でございますが、引き続き協議を行ってまいります73事務の中で、主な事務ということで代表的なものを掲げているところでございます。これらにつきましては、今後、引き続き協議を進めていくこととしております。

3ページをお願いいたします。

(3)熊本市における行政区の区割り等につきましては、もう既に新聞等で報道もされているところでございますが、市長の諮問機関でございます熊本市行政区画等審議会、昨年の9月に設置されましたが、昨年来9回に及ぶ審議の結果、5区制及び区役所の位置につきまして、本年4月に市長への答申がなされました。

熊本市では、その後、その答申を踏まえまして、5月7日に区割りと区役所の位置につきまして方針を固められ、5月21日開催の市の臨時議会におきまして、区役所整備についての予算が議決されたところでございます。

その後、政令指定都市実現に関する市の特別委員会から提出されておりました一部出張所機能の拡充などの意見を踏まえまして、5月31日に市としての最終方針を決定されてい

るところでございます。

その下段に、区域及び区役所の位置、5区ございますが、区名につきましては、今後名称の検討が進んでまいります。それぞれの区ごとの小学校区、そしてまた区役所の位置がその表の中に掲げられておりまして、それを落とししましたものが4ページの地図でございます。

それぞれの地図に、おおむね人口が10万から15万ということで、区役所の位置を落とししましたものを地図として掲げているところでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

5ページをお願いいたします。

大きなⅡ番は、今後の取り組み予定というところでございますが、(1)の主なスケジュールでございます。

このスケジュールにつきましては、政令市移行に向けてのしるし手順というのがきちっと明定されておりません。したがって、先行の政令市になったところのスケジュールを見ながら、24年の4月、市が目標としております政令市移行を前提にすると、このようなスケジュールで取り組む必要があるというところで、参考までに掲げさせていただいております。

その下でございますが、22年の6月以降というふうに書いておりますけれども、中段ほど①のところに書いておりますが、総務省への事前説明というものをこれから行っていくということになります。

内容といたしましては、県と熊本市が連携をいたしまして、熊本市が政令市としての要件を充足しているということにつきまして、総務省初め関係各省庁にあらかじめ十分な説明が必要となってまいりますので、今後積極的な対応を行ってまいります。

なお、主な説明項目といたしましては、人口要件につきましては一応充足しておりますものの、それ以外の要件等につきましてたく

さんございますので、そういった要件につきましての、まあ大都市としての条件を満たしていると、そういったことを中心とした説明を今から行っていくというところでございます。

スケジュールの方に戻っていただきますと、22年10月から12月、本年中ということでございますが、本年後半、県から市への事務権限移譲、先ほど残っておりましたもの等につきましての整理をいたしまして、最終的に県、市の基本協定の締結まで持っていく予定としているところでございます。今後、精力的な協議を進めることとしているところでございます。内容につきましては②のところに記載させていただいております。

それから、予定の22年12月から23年4月、本年度内ぐらいを目途に、まず市議会におきまして準備の対応の熟度が上がってまいりますと、国、県に対する政令市指定に関する要望書等の議決という段階を迎えます。それを経まして、市長、議長から県、県議会に対して要望書の提出がなされます。それを受けまして——これはほかの先行市はそういう形になっておりますが、県議会におかれましては、熊本市の政令市指定に関する要望議決をお願いする段階が参ります。その上で、県と市の意見が一致した形の中で、県から国に対しての要望書の提出というようなことを経まして、24年4月を目途といたしますと、23年の半ばごろまでには政令市移行の閣議決定、政令の公布というような運びが今のところ予定されているところでございまして、そういった予定に向けまして、今県と市で準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。

過疎地域自立促進方針の策定についてとあります1枚紙の報告資料をお願いいたします。

す。

まず、策定の趣旨についてでございます。

過疎地域自立促進特別措置法の延長に伴いまして、特別措置法第5条の規定に基づきまして過疎地域自立促進方針を策定することとしているところでございます。

この方針は、県が行う過疎地域自立促進のための対策の大綱であるとともに、過疎地域市町村が計画を定める際の指針となるものでございます。

対象の期間でございますが、平成22年4月1日、本年4月1日から平成28年3月31年までの6年間でございます。

策定の考え方でございます。

これにつきましては、過疎地域自立促進市町村計画の策定に当たり、市町村の参考にされるというものでありますことから、過疎地域市町村の実情や意向、それから意見を十分に踏まえまして、それとともに、今回過疎対策事業債のソフト事業への拡充が図られましたことから、今後の過疎対策におきますソフト対策事業の重要性について明確に示したいというふうに考えております。

最後に、今後の予定でございますが、過疎地域市町村の過疎対策事業債の申請が11月に予定をされております。これから、実は逆算をいたしまして、市町村計画が9月の市町村議会で議決される必要がございます。そのことから、4月に自立促進方針案を作成いたしまして、8月に国との協議を行いまして、国の同意を得た後、自立促進方針を策定する予定で進めていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○田中川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

お手元の川辺川ダムに関する最近の状況についてという3枚紙のホチキスどめの資料があるかと思っております。それをごらんください。

まず、ダムによらない治水を検討する場でございますが、直近の第7回の会議が去る3月29日に開催をされております。この第7回の会議では、これまでの検討結果を踏まえまして、その資料の四角囲みの中でございますが、治水対策案が示されております。

1つは、直ちに実施する対策として示されておまして、その中身は、八代市萩原地区の堤防補強や土砂堆積が著しい箇所掘削、浸水常襲地区の宅地かさ上げ等の11の対策でございます。詳細は別紙1に、また概算事業費及び工期は別紙3に表示しておりますので、恐れ入りますが後ほどごらんいただければと思います。

また、1ページに戻りまして、もう一つは、引き続き検討する対策ということでございます。

これは、球磨川中流部の掘削、あるいは遊水地などの貯留施設、あるいは市房ダムの再開発等の14の対策でございますが、これは、国から治水安全度の一層の向上を目指して、今後さらなる検討を進めていき、実現可能な段階になり次第実施する対策ということでございます。この詳細は別紙2に表示してございます。

なお、1ページでございますが、前回会議で——第7回ですが、出されました流域首長からの主な意見として記載しておりますが、その2ポツ目でございますように、治水対策案とともに五木村の再建策も示すべきであるという意見が出されました。こうした意見を踏まえまして、人吉市長及び球磨郡町村長は、去る6月初旬に、国へ直接五木村の再建について早急な取り組みを要望されたところでございます。

(2)の今後の対応方針でございますが、第7回会議におきまして、国は、次回、つまり8回目の会議でこれまでの会議での議論を取りまとめて、河川整備計画の原案に反映させていきたいと、また、今後とも引き続き検討

する対策につきましては、今後も説明や議論を継続していくという意向を示しております。

次回会議の日程は、現在調整中でございますが、県としては、流域住民の不安を早急に解消するため、全力で努力してまいります。また、五木村の生活再建についても、スピード感を持って取り組みを国に要請してまいります。

次に、五木の振興でございます。裏面をごらんください。

1の平成21年度の主な成果でございますが、ふるさと五木村づくり計画、平成21年度実施計画に沿いまして、五木村とともに74の事業を実施いたしました。

主な成果として、観光バスツアーの実施等による観光客数の増加や特産品を生かしたオリジナルブランド、「五木萬彩」と申しますが、その開発などに取り組むとともに、シルバー人材センターの設立とかニンニク生産組合の活動主体、そういったものの結成ができております。

(2)の平成22年度実施計画につきましては、本年3月に策定しまして、村民への説明会を村内28カ所で開催いたしました。22年度の総事業費は約8億7,000万円、うち村の事業に約6,000万円、県の事業に約2,000万円の計8,000万円を県の基金から充てることとしております。

(3)の今後の対応方針でございますが、今後とも、ふるさと五木村づくり計画に基づき、村民が主役となった村づくりを着実に推進してまいります。

また、ダム中止に伴う新たな立法措置につきましては、村の要望を踏まえた振興策がとられるよう、国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はあり

ませんか。

○大西一史委員 今の川辺川ダムに関する最近の状況についてなんですが、いろいろと県議会でも、当然、五木村の特に振興策については条例までつくってやっているところで、今御報告でもありましたいろいろな取り組みというか、成果というのでも徐々に始めているというふうに思います。

そういう中で、国が、五木村の振興策ということで、協議の場を設置したり、特措法を制定するということが視野に入れているというような報道もあっていて、新しくまた内閣が変わっていますけれども、三日月政務官でしたっけね、報道で見る限りでは、そういう御発言あるいは大臣の方からもそういう話が出ているというふうな報道がっておりますけれども、この辺についての国との意思の疎通といいますか、その辺が県として十分にできているのかどうかということをちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども。

○田中川辺川ダム総合対策課長 五木の振興について、国との意思の疎通ができているかということですが、我々事務方としては、現場に砂防事務所がございます。それから、九地整もございまして、九地整、砂防事務所とは我々事務方レベルでいろんな情報交換とか意見交換をしております。また、その過程で、いろいろな機会をとらえて要望事項はきちんと伝えております。

九地整レベルでわからない部分につきましても、基本的には本省の方に尋ねに行ったりとか、そういった活動もしておりますので、情報の共有もある程度できているのではないかと、あるいは県のあるいは五木村の求める内容についても認識はいただいているものと考えております。

○大西一史委員 それで、情報の共有はでき

ているということであれば、協議の場であるとか特措法についての状況というのは、どういう感じで今把握されているということなんでしょうか。

○田中川辺川ダム総合対策課長 時期とか、どういう形で検討する場——新聞情報にありましたけれども、が開かれるかにつきましては、まだ詳細な情報は得ておりません。国の方で、総理大臣もかわりました。政務官も副大臣になられて、いろいろ体制も変わっておりますので、いろいろ検討されているかと思いますが、新聞情報では、6月中には来たいとかいう話もございましたので、準備は進められているかと思っております。詳細につきましては、まだ確定情報はこちらありませんので、その辺は決まり次第また情報はお知らせしたいと思っております。

○大西一史委員 要は、そこをきちっとしてほしいということをお願いしているわけです。細かな現場レベルでの話ということも大事ですが、やはり大きな国の動きの中で、政治的な動きもあるでしょうし、そういう中で、かなり今まで翻弄されてきた歴史が五木の方であって、それでやはり本当に国はちゃんとやってくれるのかどうかという、その不信といいますか、行政に対する不信というのが村民の皆さん方にはかなり根強くあるものですから、その辺の情報というのは適宜しっかりとつかんで、その辺の意思の疎通をきちっとしていただきたいということですね。

現時点では、もうこれ以上聞いても何も答えられないでしょうから、一応そういうことを要望しておきます。以上です。

○濱田大造委員 政令市についてお尋ねしたいんですが、事務権限移譲に関してなんですが、これまで18か19政令市ができていると思うんですが、政令市によって、県から事務権

限を数多く移譲されている政令市とそうでない政令市と、かなり温度差があると思います。熊本は、どの程度まで権限を移譲するつもりなのか、そしてまた、この資料の2ページにあるんですが、権限移譲で熊本市の、何というか、特徴というか、そういうのがあるのかないのか、その辺を教えていただければありがたいんですが。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。

権限移譲につきましては、先ほどの表の中に上がっておりますように、これは数が一応343というような形になっておりますけれども、いろんな報告書等の中では、例えば政令市によっては1,000とか1,500とか、そういう数なんかが出ています。これは事務としての固まりをどの程度で見るといところで、一つ一つの許可というような形で、この許可、この同意とかいうような形で積み上げてまいりますと、今私どもの方で事務でとらえております343は、大体1,000から1,500ぐらいになるのではないかなと。

そういう形で、とらえ方の違いで数等を見ますと、こちらの方がかなり多そうだなとかいうような見方もできない——そういう誤解が出てくるところもありますが、今ごらんいただいております表の中でも、例えば法令によって移譲されるものというのは、もうこれはどこも同じでございますので、もともと都道府県でやっている仕事というのはかなり近似しておりますので、そのあたりのところはほとんどどこも同じという形になるかと思えます。

ですから、あとは事務権限移譲の特例条例をつくって県から特別にお渡しするような、そういうところで、こちらでは移譲しているけれどもこちらでは移譲していないというのが、そういうのは出てくる可能性はあるのではないかなというふうに思っております

が、基本的に県としては、住民に身近な究極の基礎自治体でございますので、できる限りの権限移譲というものを熊本市の方をお願いをしたいし、先方の方もそういう気持ちで今協議を進めている途中だと、そんなふうにお答えをさせていただきたいなというふうに思っております。

また、それぞれ特徴があるかということになりますと、これにつきましても、それぞれ取り組んでおります課題が、19政令市がございますけれども、それぞれまちまちだものですから、こちらの方ではこういうものというのが地域性のあるものになってまいりますので、熊本の中ではこういうものが特徴だというものが、これから先、年末といいますか、秋までには大体その辺のところまでに固めてまいりたいというふうに思っておりますので、そういう特徴も出せるような形で整理ができればいいなというふうに思っておりますので、今の段階ではそういう状況でございます。

○濱田大造委員 ありがとうございます。

あと1点、五木村関係で質問したいんですが、相良村さんから、五木村ばかりじゃなくて、うちの村も何とかしてくださいと。周辺自治体から要望というののがかなり上がってきていると思うんですが、その辺はどうか、教えてください。

○田中川辺川ダム総合対策課長 相良村についても、水没家屋がございますし、当然対象になるべきとは思いますが、今回、特に新法の検討をいたしますというときに、五木村をモデルケースにするという発言がございました。これは、我々としては、五木村は確かにモデルケースですけれども、だからといって五木村しか、例えばできた法で対象にしないということではないというふうに理解しております。あくまで、法律をつくる、どうい

対策あるいは再建の支援をしていくのかということを検討するケースとして、五木村が一番適切であろうというふうに理解しております。ですから、相良村の方でも、恐らくいろんな内部で検討されているかもしれませんが、きちんと要望をいただければ、我々で受けとめていくという考えでおります。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんでしょうか。

○中原隆博委員 ここに配付してあります日中韓首脳会議等の熊本開催に関する要望書、この中に、日中韓会議等で、熊本に対する要望が熊本県の市議会議長会の坂田誠二議長から小杉県議会議長あてになされているわけですね。

その中で、ことしの2月に、蒲島熊本県知事と幸山熊本市長が首相官邸を訪れて、次に日本で開催される23年度の開催地を熊本でとの要望がなされるというようなことがここに記載されておるわけです。

私自身も、この九州新幹線全線開通の年に、首脳における国際会議が本県で開催されることは、熊本県の発展、振興のための大きな起爆剤になるというふうに期待もいたすわけでございます。

それで、市議会議長会から要望を受けた県議会としても、熊本での開催を支援、要望する意味からも、この意見書の提出を提案したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○小早川宗弘委員長 ただいま中原委員から意見書提出についての御提案がありましたけれども、事務局が意見書(案)を用意しておりますので、配付させます。

意見書(案)を配付してください。

(意見書(案)配付)

○小早川宗弘委員長 質疑に先立ちまして、執行部から現在の状況を説明してください。

○田嶋政策審議監 知事公室でございます。

この件につきましては、平成20年12月に、福岡県太宰府市の九州国立博物館で第1回日中韓サミットが開催されまして、以後、3カ国持ち回りで年1回開催することが決定されております。

昨年10月には、北京で第2回が開催、第3回は、先月末に韓国・済州島で開催されました。来年、日本での開催は決定されておりますが、現段階では具体的な開催地は決まっております。

熊本への誘致につきましては、熊本城本丸御殿での開催を希望する熊本市の発案により行われているもので、本年2月24日に、知事と幸山市長が国に要望を行いました。その後、県では、本県での開催を求める決議書が、5月6日に熊本県市議会議長会から、5月17日に熊本県市長会から、それぞれ蒲島知事に提出されております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会から議長に意見書(案)の提出をしたいと思っておりますが、質疑はありませんか。

○大西一史委員 日中韓首脳会議等の熊本開催、それは、こういった国際会議が熊本で開催されるということは非常に好ましいことなので、ぜひ歓迎しますし、これを強く要望するということは私は適当だというふうに思いますが、実際、要望されて、知事あたりが行かれて、感触というのはどんな感じなんですかね。割とあるということで、当然、市長も知事も官邸まで行かれたということはあると思いますが、どんな——まだ全くわからぬのか、それとも可能性としては結構あるのか、

どういう感触を今得ているのか、田嶋さん。
難しいと思うけれども。

○田嶋政策審議監 日中韓ということで、いわゆる国同士の中でサミットが開かれるわけですけれども、やはり誘致に関して、地域間のバランスとかいうことも今後検討されるかなというふうにも思います。

そういう中で、第1回目が太宰府市で行われた、いわゆる九州が選択されたということになれば、今後の展開というのはなかなか厳しいものがあるんじゃないかというふうには想像しますが、特に厳しいとか、いいよとかいう話があったとは聞いておりません。

○大西一史委員 いずれにしても、要望することは結構ですから、実現するように願うばかりですけれども。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、それではこの委員会から議長に意見書(案)の提出をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、この意見書(案)により議長あてに提出することに決定しました。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、先ほどの意見書の件と関係しますが、要望書が1件提出されておりますので、御参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長